

○クロスアポイントメント制度の利用に関する手続細則

令和2年7月31日

学長決定

(趣旨)

第1条 この細則は、クロスアポイントメント制度に関する規程第5条に規定するクロスアポイントメント制度の利用に関する手続について定める。

(事前確認)

第2条 クロスアポイントメント制度の利用を希望する者（以下「希望者」という。）は、原則として出向開始日の3箇月前までに、所定の様式により、事前確認をフロンティア研究推進機構に申し出るものとする。

第3条 フロンティア研究推進機構は、事前確認申請の内容及びクロスアポイントメントの適用要件について確認する。

2 前項の確認にあたり、フロンティア研究推進機構は、希望者が所属する部局及び法人部局並びに他機関と協議の上、諸条件の調整を行うものとする。

3 フロンティア研究推進機構は、事前確認を終えたときは、希望者が所属する部局にクロスアポイントメント制度の利用にかかる審議を依頼する。

(申請)

第4条 希望者が所属する部局の所属長は、クロスアポイントメント制度の利用について、教授会の審議を経て、学長に申請する。

2 学長は、前項の申請を受けたときは、フロンティア研究推進機構協議会の審議を経て、クロスアポイントメント制度の利用を理事長に申請し、承認を得る。

(改廃)

第5条 この細則の改廃は、フロンティア研究推進機構協議会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この細則は、令和2年7月31日から施行する。